

令和4年度 第3期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき執行した令和4年度第3期定期監査等について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

監査委員	中川隆
同	石田晴美
同	東木久代
同	吉田淳基

第1 監査の概要

1 監査の実施期間

2022年（令和4年）11月7日から2023年（令和5年）1月6日まで

2 監査の種類及び対象

(1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

環境部・財務部・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・監査事務局

(2) 同第7項に基づく出資団体監査

株式会社藤沢市興業公社

3 監査の範囲

主として、令和4年度（2022年4月1日から2022年9月末日まで）に執行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務及び出資団体における出納その他の事務の執行等

4 監査の着眼点

(1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

(2) 収入に係る事務は適正に行われているか。

(3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類等を調査した結果、おおむね適正に執行されていたが、事務の一部に検討を要する点が見受けられた。検討を要する点については、意見として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

1 意見・要望

(1) 定期監査

ア 契約の執行（財務部契約課）

本市では、長期間に及ぶ1者による契約や、見積りを複数者から徴取しない等、随意契約の執行にあたり、様々な事例が散見される。

契約課は市全体の契約を総括する立場として、本市の契約手続きの透明性・公平性・競争性を高めるための取り組み等を行う必要があると考えられる。そのために、市全体の契約状況を把握するためすべての契約情報を契約課に集めて、部局別・契約種別毎に競争入札と随意契約の金額・件数の割合、落札率等を庁内で情報共有し、他自治体の取組状況等を参考に、随意契約ガイドラインをより精緻化するなど契約全体の適正化に資する制度の導入等の取り組みについて実施を検討されたい。

意見・要望 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの。
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの。